



記入例

せん 生ごみ出しま宣言書

私たちは、生ごみを減らし、資源化を推進し、限りある資源を有効に活用するため、次の行動を行うことを宣言します。

- 1 生ごみは堆肥化するなど自家処理し、可燃ごみとして出しません
- 2 調理を工夫するなど、食べ残しを減らすようにします

○生ごみの自家処理方法（下記に✓をしてください。）

- 生ごみ処理機（電動式生ごみ処理機・生ごみ処理容器（コンポストなど）
畑などで堆肥化
その他（ ）

○生ごみ出しま宣言期間

（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

令和5年4月1日

住所 大山町 ○○△△番地—×

氏名 大山 太郎

世帯人員 3人

電話番号 085×-○○-□□□□

宣言番号：R — ○

※職員記入

～「生ごみ出しま宣言袋」使用上のルール～

○配布内容

- ・「生ごみ出しま宣言袋」は、1年度ごとに配布します。
- ・配布数は、1年間で1世帯あたり最大8冊(80枚)まで配布します(世帯状況にかかわらず)。
- ・配布年度の宣言期間が1年未満の場合、宣言期間に応じて配布します。
- ・2年目以降は、「生ごみ出しま宣言袋」の使用数に応じて配布します。
(年度末に自家処理している様子の写真と余数を報告してください)

○使用条件

- ・生ごみを出せないこと以外の出し方は、通常の可燃ごみと同じです。
- ・使用期限はありません(宣言期間中で、生ごみを自家処理し続ける間)。
- ・「生ごみ出しま宣言袋」が無くなるまでは、原則として通常の可燃ごみ袋は使用できません。
- ・「生ごみ出しま宣言袋」を使い切って、通常の可燃ごみ袋を使用する場合でも、宣言期間は、生ごみを出すことはできません。
- ・ほかの世帯への譲渡は禁止です。
- ・宣言書の提出時に付与される宣言番号を「生ごみ出しま宣言袋」に記載して排出してください。
- ・生ごみの混入を確認した場合は、収集しません。
- ・不正使用が認められた場合や自家処理を中断する場合、又は、宣言期間終了後に余っている場合は、「生ごみ出しま宣言袋」を返納してください。
- ・町の取組に対して、情報提供等の協力をお願いすることがあります。

○「生ごみ出しま宣言袋」を使って出せないもの

- ・生ごみ(野菜・魚・肉などの調理くず、果物くず、食べ残しなど)

○「生ごみ出しま宣言袋」を使って出せるもの

- ・生ごみ以外の可燃ごみ(布類、木くず、革・ゴム類、軟質プラスチック)
- ・食肉の骨・貝殻など堆肥化できないもの
- ・生ごみ処理機による処理後に乾燥したもの